

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会

辞令交付式及び第1回柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会

日 時 平成22年10月 4日（月）
午後2時

場 所 柴田町役場 委員会室（4階）

次 第

○辞令交付式

○第1回柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会

- 1 開 会
- 2 町長あいさつ
- 3 委員自己紹介（資料1）
- 4 会長及び副会長の選出
- 5 会議録署名員の指名
- 6 議 事
 - （1）住民自治によるまちづくり基本条例について（資料2－1、2－2）
 - （2）審議会の組織、運営等について（資料3）
 - （3）審議会の傍聴について（資料4）
 - （4）今後の審議内容について（資料5－1、資料5－2）
 - （5）第2回審議会の開催日程について
- 7 その他
- 8 閉 会

参考資料 ① 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会条例

〃 ② 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会の運営に関する要綱

〃 ③ 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例

〃 ④ 〃 <説明資料>

住民自治によるまちづくり基本条例審議会委員名簿

(敬 称 略)

条例上の区分	氏名	役職名等
学識経験のある者 (1号委員)	えんどう やすお 遠藤 保雄	仙台大学客員教授 東京事務所長
	ふるかわ たかし 古川 隆	宮城大学地域連携センター地域振興部 調査研究部長
公募による者 (2号委員)	さわだ かつひろ 澤田 勝弘	
	こだま よしえ 児玉 芳江	
	しこだ せいぞう 志子田清蔵	
	あべ みちお 阿部 通夫	
町長が特に必要と 認める者 (3号委員)	きら かずあき 吉良 一昭	
	さくらば まさゆき 桜場 政行	
	おおば みよこ 大庭三余子	

(事務局)

役 職	氏 名	備 考
事務局長	大 場 勝 郎	まちづくり政策課長
事務局員	関 孝 志	〃 課長補佐
〃	藤原 輝美幸	〃 主任主査
〃	小 林 良 人	〃 主査

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例構造図

前 文

第1章：総則

- 目的
- 位置付け
- 定義

第2章：まちづくりの基本理念

- ① 住民が安全に、安心して暮らせるまちづくり
- ② 住民の一人一人が個人として尊重され、住民の思い及び活動が生かされるまちづくり
- ③ 先人が築いてきた文化、伝統等を大切に、地域の個性を生かしたまちづくり
- ④ 多様な団体及び個人が交流し、又は連携し、住民がお互いに助け合う思いやりのあるまちづくり
- ⑤ 住民であることの誇り及びまちの良さを子どもたちに引き継ぐまちづくり

第3章：まちづくりの考え方

第1節：参加及び協働によるまちづくり

- まちづくりの基本
- まちづくりの主役及び担い手
- 参加によるまちづくり
- 協働によるまちづくり
- 交流及び連携によるまちづくり
- まちづくりを支える情報共有

第2節：担い手の役割

- | | |
|--------------|-----------------|
| ■住民の役割 | ■事業者の役割 |
| ■地域コミュニティの役割 | ■議会及び議員の役割 |
| ■住民活動団体の役割 | ■行政機関、町長及び職員の役割 |

第4章：まちづくりを進める方法

第1節：まちの将来

- まちの将来像とまちづくり
- 基本構想の策定方法
- 基本構想を実現するための基本計画等

第2節：地域コミュニティ

- 地域コミュニティの運営
- 地域の将来像づくり
- 地域計画づくり及び実行
- 地域コミュニティへの行政支援

第3節：行政運営

- 行政運営における情報共有の促進
- 行政運営の透明化
- 行政運営への参加の促進

第4節：協働の推進

- 協働の進め方
- 協働の継続及び発展
- 協働を促進する環境づくり

第5章：まちづくりに参加する制度等

- まちづくり提案制度
- まちづくり推進センター
- 住民投票制度

第6章：条例の推進

- 基本条例審議会
- 条例の見直し

第7章：雑則

- 委任

附 則

考え方・理念の条文

実施・行動のための条文

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例策定に関する経過

平成16・17年	住民自治基本条例検討委員会の設置 ➤基本条例制定の基本的な考え方、内容、位置付け、策定方法等について検討し町長へ提言
平成18年 5月	基本条例素案作成へ向けた行政区説明会の実施
〃 8月	“住民自治基本条例をつくる会”の設置へ向けたフォーラムの開催
〃 10月	庁内の検討組織である住民自治基本条例推進本部、住民自治基本条例検討会議の設置
〃 10月28日	公募住民を中心とした“住民自治基本条例をつくる会”設置、第1回全体会（65名の委員でスタート）
平成20年 8月 1日	つくる会より「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例素案」を町長へ提出
〃 12月	基本条例原案についてパブリックコメントの実施
平成21年 2月	柴田町議会平成21年第1回定例会へ基本条例上程・否決
〃 9月	柴田町議会平成21年第3回定例会へ基本条例上程 ➤審査特別委員会へ付託、継続審議となる
〃 12月18日	平成21年第4回定例会において、審査特別委員会から報告のあった基本条例修正案が賛成多数で可決
〃 12月22日	基本条例公布、つくる会解散
平成22年 4月 1日	基本条例施行

＜策定に関する経過補足資料＞

○つくる会による条例素案作成、啓発活動等

(主なものとして)

- ・全体会における素案検討等 69回
- ・各種説明会 22回
- ・情報発信紙発行 29回

○基本条例原案についてのパブリックコメント

- ・意見募集期間 平成20年12月17日 から 平成21年1月16日
- ・意見提出者数 4名
- ・意見等の件数 31件

○基本条例制定後の周知等

(説明会の実施)

- ・行政区を基本に実施
- ・実施回数 24回
- ・参加者数 1,071名

(広報紙を活用した周知)

- ・「広報しばた」へのシリーズ記事「しばたのまちづくり」の掲載（9月号より7回連続）

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会の概要

1. 趣旨

基本条例審議会は、“生き生きとした住みよいまちの実現”という基本条例の目的の実現に向けてまちづくりが行われているのかについて、その状況を定期的に検証し、課題を明確にするとともに必要な提言をするための組織です。

2. 設置根拠等

【住民自治によるまちづくり基本条例第33条】（一部抜粋）

第33条 町は、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会（以下「基本条例審議会」といいます。）を設置するものとします。

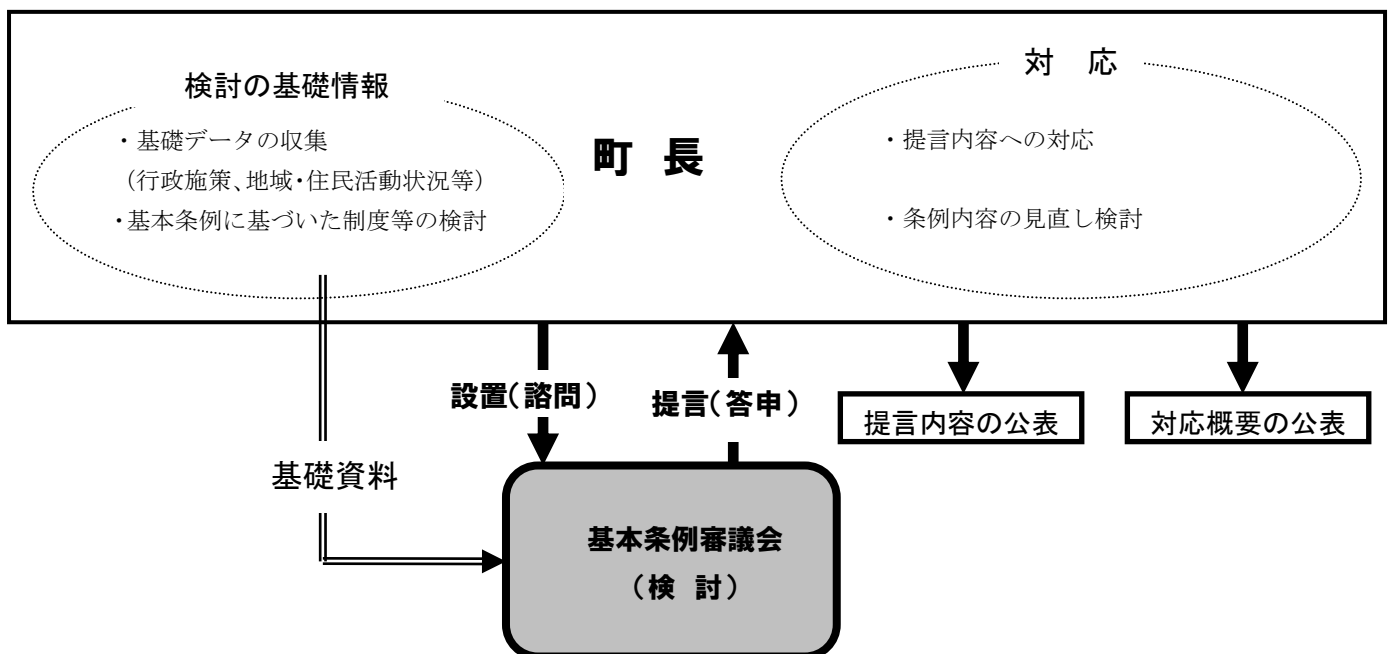
2 基本条例審議会は、行政機関の附属機関とし、4年を超えない期間ごとに、この条例に基づくまちづくりの実施状況を検証し、その結果を踏まえて町長に提言するものとします。

3. 構成：学識経験者、公募住民、その他町長が特に必要と認める者

4. 人数：10人以内

5. 委員の任期：4年

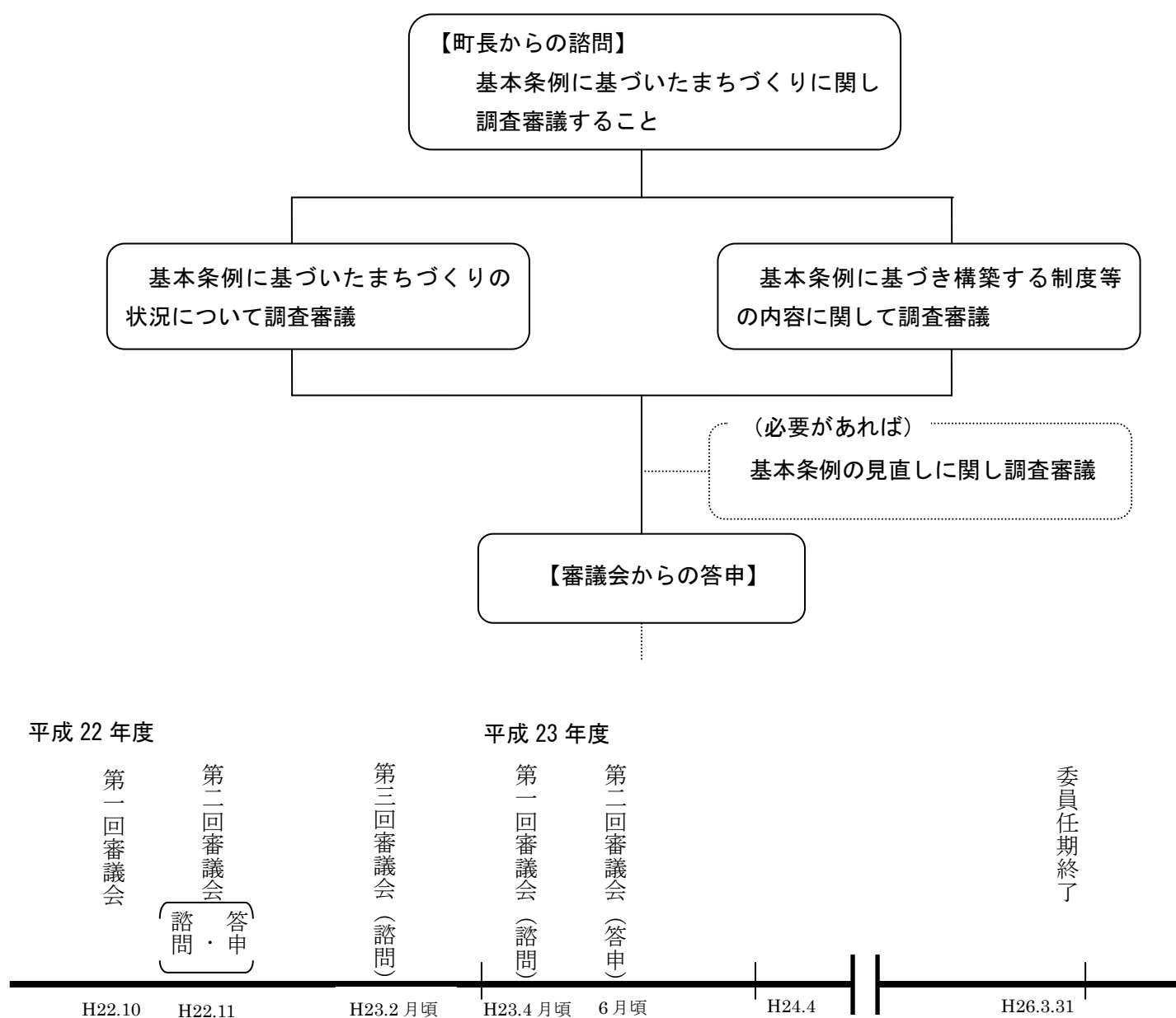
イメージ図



6. 審議会の基本的な流れ

【審議会における所掌事務】（審議会条例第3条）

- ①基本条例の見直しに関する調査審議すること
- ②基本条例に基づいたまちづくりに関し調査審議すること



柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会の運営に関する要綱（平成22年柴田町告示第63号）第8条の規定に基づき、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会（以下「審議会」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 会議の傍聴人の定員は、会議の都度、会場の広さ等を勘案して定める。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議の開会予定時刻までに、会議の会場の入口において、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会傍聴人受付簿（様式第1号）に氏名を記入するものとする。

2 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の30分前から行うものとする。

3 傍聴希望者が、前条に規定する定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決定する。

4 傍聴人は、会議の開会予定時刻までに、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会事務局職員の指示に従って会場に入室するものとする。なお、会議の開会予定時刻になっても、傍聴人の定員に達しない場合は、会議の閉会時まで先着順で受け付ける。

（傍聴の制限）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

（1） 凶器そのほか危険のおそれのある物品を携帯している者

（2） 酒気を帯びていると認められる者

（3） 前2号に掲げるもののほか、会議の進行を妨げるおそれがあると認められる者

（禁止事項）

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） 会議の会場において、傍聴席以外の場所に立ち入ること。

（2） 会議の会場において、みだりに席を離れること

（3） 会議の会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明すること

（4） 会議の会場において、飲食又は喫煙をすること

（5） 会議の会場において、私語、談笑その他騒がしい行為をすること

（6） 前5号に掲げるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をすること

2 傍聴人は、会議の会場において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(違反に対する措置)

第6条 傍聴人が、前条の規定に反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年10月4日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会傍聴人受付簿

開催日 年 月 日(第 回)

番号	傍聴人氏名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

まちづくり提案制度の概要（基本条例第30条関係）

1. 提案制度とは

住民、地域コミュニティ、住民活動団体及び事業者（住民等）のまちづくりへの参加を促進するため、町へ対し提案できる制度。

2. 提案の種類

- （1）意見提案 住民等が地域課題について、協働による解決方策等のアイデアを提案するもの
- （2）実践提案 住民等が地域課題の解決のために、協働による事業を提案するもの

3. 提案の要件 ※調整中

- （1）町内において取り組むものであること。
- （2）提案者及び町の役割分担が明確であること。
- （3）提案者が自らかかわる活動であること。※実践提案のみ

4. 制度を活用できないもの ※調整中

- （1）法律に違反又は公序良俗に反するもの
- （2）政治、宗教及び選挙活動に関するもの
- （3）特定の個人又は団体のみが利益を受けることを目的とするもの
- （4）地域住民の反対が予想されるもの
- （5）苦情又は要望に関するもの

5. 提案の審査 ※調整中

審査会を設置し、提案の採否について審査する。その結果は町長に報告され、最終的に採否を決定する。

6. 採択した提案への措置 ※調整中

意見提案：協働のまちづくりに活用

実践提案：実践提案の実施に必要な措置の実施

7. 提案制度の実施に関する庶務

まちづくり推進センターにおいて処理

まちづくり推進センターの概要（基本条例第31条関係）

1. まちづくり推進センターとは
参加及び協働によるまちづくりを促進するため、町が設置するもの。
2. まちづくり推進センターで実施する事業
 - (1) まちづくり提案制度の運用
 - (2) まちづくりを行う住民等の交流及び連携の促進
 - (3) その他参加及び協働によるまちづくりを促進するために必要な事業
3. 運営方針
 - (1) 住民等及び行政機関の協働によって進めること。
 - (2) 住民等の主体性が生かされること。
 - (3) 担い手と多様に連携し、協力して進めること。
4. 設置時期 ※調整中
平成23年4月
5. 運営体制 ※調整中
町が設置するものとして職員を配置することになるが、その数、形態については調整中。
6. 設置場所 ※調整中
しばたまち交流ひろば「ゆる．ぷら」事業を実施しているイオン柴田ショッピングセンター内（上名生字新大原194－1）テナントの活用を図る方向で調整中。